

<p style="text-align: center;">改 正 後</p>	<p style="text-align: center;">改 正 前</p>
<p>〔登記事項証明書等の記載事項に関する特例〕</p> <p>第三十一条の二 登記官は、第三十条第一項及び第三十一条第一項の規定にかかわらず、登記簿に住所が記録されている者（自然人であるものに限る。）であつて、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成十三年法律第三十一号）第一条第二項に規定する被害者であつて更なる暴力によりその生命又は身体に危害を受けるおそれがある者、ストーカー行為等の規制等に関する法律（平成十二年法律第八十一号）第六条に規定するストーカー行為等に係る被害を受けた者であつて更に反復して同法第二条第一項に規定するつきまとい等又は同条第三項に規定する位置情報無承諾取得等をされるおそれがある者その他これらに準ずる者（以下この条において「被害者等」という。）の住所が明らかにされることにより、被害を受けるおそれがあるとして、被害者等又は登記の申請をすべき者（被害者等が登記の申請をすべき者である場合を除く。以下この条において同じ。）から申出があつたときは、当該被害者等の住所が記録されている登記簿に係る登記事項証明書又は登記事項要約書に、当該住所を記載しない措置（以下この条において「住所非表示措置」という。）を講ずるものとする。</p> <p>2 前項の申出は、次に掲げる事項を内容とする申出書を登記所に提出し</p>	<p>〔条を加える。〕</p>

てしなければならない。

一 前項の申出が会社又は外国会社の登記に係るものである場合にあっては商号及び本店の所在場所、商号（会社の商号を除く。）の登記に係るものである場合にあっては商号及び営業所、後見人の登記に係るものである場合にあっては後見人の氏名又は名称及び住所、支配人の登記に係るものである場合にあっては支配人の氏名及び住所

二 前項の申出をする者（以下この条において「申出人」という。）の資格、氏名又は名称、住所及び連絡先

三 被害者等の資格、氏名、住所及び連絡先

四 代理人によつて申出をするときは、当該代理人の氏名又は名称、住所及び連絡先並びに代理人が法人であるときはその代表者の資格及び氏名

五 住所非表示措置を希望する旨及びその理由

六 申出の年月日

3| 登記の申請をすべき者が登記の申請と同時に第一項の申出をするときは、同項の申出は、前項の規定にかかわらず、当該登記の申請書に前項第二号、第三号及び第五号に掲げる事項を記載してしなければならない。

4| 第二項の申出書及び前項の登記の申請書（以下この項において「申出書等」という。）には、次に掲げる書面を添付しなければならない。

一 住所が明らかにされることにより被害を受けるおそれがあることを証する書面

二 申出書等に記載されている被害者等の氏名及び住所が記載されてい

る市町村長その他の公務員が職務上作成した証明書（申出人が原本と相違がない旨を記載した謄本を含む。）

三 代理人によつて第二項の申出書又は前項の登記の申請書を登記所に提出するときは、当該代理人の権限を証する書面

5 登記の申請をすべき者が第二項の申出書により第一項の申出をするときは、当該申出書又は委任による代理人の権限を証する書面に当該代表者が登記所に提出している印鑑を押印しなければならない。

6 登記官は、第一項の申出があつた場合において、住所非表示措置を講ずるに当たつて必要があると認めるときは、被害者等に対し、出頭を求め、質問をし、又は文書の提示その他必要な情報の提供を求めることができる。

7 登記官は、次に掲げる場合には、住所非表示措置を終了させるものとする。

一 被害者等又は登記の申請をすべき者から住所非表示措置を希望しない旨の申出があつたとき。

二 住所非表示措置をした年の翌年から三年を経過し、かつ、登記官が当該住所非表示措置を終了させることが相当であると認めるとき。

8 第二項から第六項までの規定（第二項第四号並びに第四項第一号及び第三号を除く。）は、前項第一号の申出について準用する。この場合において、第二項第五号中「住所非表示措置を希望する旨」とあるのは「住所非表示措置を希望しない旨」と、第五項中「申出書又は委任による代理人の権限を証する書面」とあるのは「申出書」と、第六項中「住所非表示措置を講ずる」とあるのは「住所非表示措置を終了させる」と読み

替えるものとする。

(帳簿等)

第三十四条 登記所には、法又はこの省令の他の規定に定めるもののほか、次に掲げる帳簿等を備えるものとする。

〔一〕十一 略〕

十一の二 住所非表示措置申出等書類つづり込み帳

〔十二〕十七 略〕

2 〔略〕

3 次の各号に掲げる帳簿には、当該各号に定める書類又は書面をつづり込むものとする。

〔一〕七 略〕

七の二 住所非表示措置申出等書類つづり込み帳 第三十一条の二第一

項及び第七項第一号の申出に関する書類(添付書面を含む。)

〔八〕十一 略〕

4 次の各号に掲げる帳簿等の保存期間は、当該各号に定めるとおりとする。

〔一〕二十二 略〕

二十二の二 住所非表示措置申出等書類つづり込み帳 作成した年の翌

年から三年間

〔二十三〕二十八 略〕

5 〔略〕

(役員等の氏の記録に関する申出等)

第八十一条の二 会社の代表者は、役員(取締役、監査役、執行役、会計

(帳簿等)

第三十四条 登記所には、法又はこの省令の他の規定に定めるもののほか、次に掲げる帳簿等を備えるものとする。

〔一〕十一 同上〕

〔号を加える。〕

〔十二〕十七 同上〕

2 〔同上〕

3 次の各号に掲げる帳簿には、当該各号に定める書類又は書面をつづり込むものとする。

〔一〕七 同上〕

〔号を加える。〕

〔八〕十一 同上〕

4 次の各号に掲げる帳簿等の保存期間は、当該各号に定めるとおりとする。

〔一〕二十二 同上〕

〔号を加える。〕

〔二十三〕二十八 同上〕

5 〔同上〕

(役員等の氏の記録に関する申出等)

第八十一条の二 設立の登記、清算人の登記、役員(取締役、監査役、執

参与又は会計監査人をいう。以下この条において同じ。）又は清算人の
一の旧氏（住民基本台帳法施行令（昭和四十二年政令第二百九十二号）
第三十条の十三に規定する旧氏であつて、記録すべき氏と同一であると
きを除く。以下同じ。）を登記簿に記録しよう申し出ることができる
。この場合において、当該登記簿にその役員又は清算人について旧氏の
記録がされていたことがあるときは、最後に記録されていた旧氏より後
に称していた旧氏に限り、登記簿に記録しよう申し出ることができる
。

2|| 前項の申出は、次に掲げる事項を記載した申出書を登記所に提出して
しなければならない。

一 申出に係る会社の商号及び本店の所在場所並びに当該会社の代表者
の資格、氏名、住所及び連絡先

二 旧氏を記録すべき役員又は清算人の氏名

三 前号の役員又は清算人について記録すべき旧氏

四 代理人によつて申出をするときは、当該代理人の氏名又は名称、住
所及び連絡先並びに代理人が法人であるときはその代表者の資格及び
氏名

五 申出の年月日

3|| 会社の代表者が登記の申請と同時に第一項の申出をするときは、同項
の申出は、前項の規定にかかわらず、当該登記の申請書に前項第二号及
び第三号に掲げる事項を記載してしなければならない。

4|| 第二項の申出書及び前項の登記の申請書には、次に掲げる書面を添付
しなければならない。

行役、会計参与又は会計監査人をいう。以下この条において同じ。）若
しくは清算人の就任による変更の登記又は役員若しくは清算人の氏の変
更の登記の申請をする者は、婚姻により氏を改めた役員又は清算人であ
つて、その申請により登記簿に氏名を記録すべきものにつき、婚姻前の
氏（記録すべき氏と同一であるときを除く。）をも記録しよう申し出
ることができる。

2|| 前項の申出をするには、同項の登記の申請書に、次に掲げる事項を記
載し、これらを証する書面を添付しなければならない。

一 婚姻前の氏を記録すべき役員又は清算人の氏名

二 前号の役員又は清算人の婚姻前の氏

3|| 第一項の申出があつた場合には、登記官は、同項の申請に係る登記を
するときに、同項の申出に係る前項第二号に掲げる事項を記録するもの
とする。

4|| 登記官は、第二項第二号に掲げる事項が記録された役員の新任による
変更の登記又は当該事項が記録された役員若しくは清算人の氏の変更の

一 第二項第三号に掲げる事項を証する書面

二 代理人によつて第二項の申出書又は前項の登記の申請書を登記所に提出するときは、当該代理人の権限を証する書面

5|| 第二項の申出書又は委任による代理人の権限を証する書面には、申出をする会社の代表者が登記所に提出している印鑑を押印しなければならぬ。

6|| 第一項の申出があつた場合には、登記官は、同項の申出に係る旧氏を登記簿に記録するものとする。

7|| 登記官は、旧氏が記録された役員又は清算人の氏の変更の登記の申請があつた場合において、当該旧氏と登記簿に記録すべき氏とが同一であるときは、当該申請により登記簿に氏名を記録すべき役員又は清算人につき、当該旧氏を記録しないものとする。

8|| 会社の代表者は、当該会社の登記簿に旧氏の記録がされている者について氏の変更の登記がされた場合には、登記簿に記録がされている旧氏を当該変更の登記の直前に称していた旧氏に変更するよう申し出ることができる。

9|| 第二項から第六項までの規定は、前項の申出について準用する。

10|| 会社の代表者は、当該会社の登記簿に記録がされている旧氏の記録を希望しない旨を申し出ることができる。

11|| 第二項から第六項までの規定（第四項第一号を除く。）は、前項の申出について準用する。この場合において、第二項第二号中「旧氏を記録

登記の申請があつた場合には、次に掲げるときに限り、その申請により登記簿に氏名を記録すべき役員又は清算人につき、当該事項を記録しないものとする。

一 申請人から当該事項の記録を希望しない旨の申出があるとき。

二 当該事項と登記簿に記録すべき氏とが同一であるとき。

5|| 前項第一号の申出をするには、同項の登記の申請書に、第二項第二号に掲げる事項の記録を希望しない役員又は清算人の氏名を記載しなければならぬ。

「項を加える。」

「項を加える。」

「項を加える。」

「項を加える。」

「項を加える。」

「項を加える。」

すべき」とあるのは「旧氏の記録を希望しない」と、同項第三号中「清算人について記録すべき旧氏」とあるのは「清算人について記録されている旧氏」と、第六項中「記録するものとする。」とあるのは「記録しないものとする。」と読み替えるものとする。

(社員等の氏の記録に関する申出等)

第八十八条の二 会社の代表者は、社員若しくは清算人又は合名会社を代表する社員が法人である場合の当該社員の職務を行うべき者若しくは清算持分会社を代表する清算人が法人である場合の当該清算人の職務を行うべき者(以下この条において「職務執行者」という。)の一の旧氏を登記簿に記録するよう申し出ることができる。この場合において、当該登記簿にその社員、清算人又は職務執行者について旧氏の記録がされていたことがあるときは、最後に記録されていた旧氏より後に称していた旧氏に限り、登記簿に記録するよう申し出ることができる。

2|| 第八十一条の二第二項から第十一項までの規定は、前項の場合に準用する。この場合において、第八十一条の二第二項第二号及び第三号並びに第七項中「役員又は清算人」とあるのは「社員、清算人又は職務執行者」と、同条第十一項中「清算人について記録すべき旧氏」とあるのは「職務執行者について記録すべき旧氏」と、「清算人について記録されている旧氏」とあるのは「職務執行者について記録されている旧氏」と読み替えるものとする。

(準用規定)

(社員等の氏の記録に関する申出等)

第八十八条の二 設立の登記、清算人の登記、社員の加入による変更の登記、清算人の就任による変更の登記、合名会社を代表する社員が法人である場合の当該社員の職務を行うべき者若しくは清算持分会社を代表する清算人が法人である場合の当該清算人の職務を行うべき者(以下この条において「職務執行者」という。)の変更(就任による変更を含む。)の登記又は社員、清算人若しくは職務執行者の氏の変更の登記の申請をする者は、婚姻によつて氏を改めた社員、清算人又は職務執行者であつて、その申請により登記簿に氏名を記録すべきものにつき、婚姻前の氏(記録すべき氏と同一であるときを除く。)をも記録するよう申し出ることができる。

2|| 第八十一条の二第二項から第五項までの規定は、前項の場合に準用する。この場合において、第八十一条の二第二項各号、第四項及び第五項中「役員又は清算人」とあり、並びに同条第四項中「役員の再任による変更の登記又は当該事項が記録された役員若しくは清算人」とあるのは、「社員、清算人又は職務執行者」と読み替えるものとする。

(準用規定)

第九十二条 第六十一条第九項及び第六節（第八十六条を除く。）の規定は、合同会社について準用する。この場合において、第八十三条及び第八十四条中「社員」とあるのは、「業務を執行する社員」と、第八十八条の二第一項中「社員」とあるのは、「業務を執行する社員」と、同項及び同条第二項中「社員」とあるのは「業務を執行する社員」と読み替えるものとする。

（電子情報処理組織による登記の申請等）

第一百一条 次に掲げる申請、提出、届出又は請求（以下「申請等」という。）は、情報通信技術活用法第六条第一項の規定により、同項に規定する電子情報処理組織を使用する方法によつてすることができる。ただし、当該申請等は、法務大臣が定める条件に適合するものでなければならぬ。

- 一 登記の申請（これと同時にする受領証の交付の請求並びに第三十一条の二第一項及び第七項第一号、第八十一条の二第一項、第八項及び第十項（第八十八条の二第二項（第九十条及び第九十二条において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）並びに第八十八条の二第一項（第九十条及び第九十二条において準用する場合を含む。）の申出を含む。以下同じ。）

〔二〕四 略〕

〔2〕4 略〕

備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

第九十二条 第六十一条第九項及び第六節（第八十六条を除く。）の規定は、合同会社について準用する。この場合において、第八十三条及び第八十四条中「社員」とあるのは、「業務を執行する社員」と、第八十八条の二第一項中「社員の加入による変更」とあるのは「業務を執行する社員の加入若しくは業務執行権の付与による変更」と、同項及び同条第二項中「社員」とあるのは「業務を執行する社員」と読み替えるものとする。

（電子情報処理組織による登記の申請等）

第一百一条 次に掲げる申請、提出、届出又は請求（以下「申請等」という。）は、情報通信技術活用法第六条第一項の規定により、同項に規定する電子情報処理組織を使用する方法によつてすることができる。ただし、当該申請等は、法務大臣が定める条件に適合するものでなければならぬ。

- 一 登記の申請（これと同時にする受領証の交付の請求を含む。以下同じ。）

〔二〕四 同上〕

〔2〕4 同上〕

○ 電気通信回線による登記情報の提供に関する法律施行規則（平成十二年法務省令第二十八号）

改正後	改正前
<p>（提供する情報の範囲）</p> <p>第一条 電気通信回線による登記情報の提供に関する法律（平成十一年法律第二百二十六号。以下「法」という。）第二条第一項ただし書の法務省令で定めるものは、次の各号に掲げるものとする。</p> <p>「一・二 略」</p> <p>二の二 商業登記簿、法人の登記簿、投資事業有限責任組合契約登記簿、有限責任事業組合契約登記簿又は限定責任信託登記簿に記録されている登記情報のうち、自然人の住所に関する情報（商業登記規則（昭和三十九年法務省令第二十三号）別表第五の株式・資本区の項に記録されているものその他法務大臣が定めるものを除く。）その他電気通信回線を使用して提供することに適しないものとして法務大臣が定めるもの。</p> <p>三 商業登記規則第四十四条第一項（他の省令において準用する場合を含む。）の規定により閉鎖された登記事項についての登記情報。ただし、同規則第十一条第四項、第五十四条第二項、第五十五条第二項、第五十七条第二項、第八十条第二項、第八十一条第一項若しくは第五項、第九十六条第二項又は第九十七条第三項（これらの規定を同規則又は他の省令において準用する場合を含む。）の規定により閉鎖された登記記録に係るものを除く。</p>	<p>（提供する情報の範囲）</p> <p>第一条 電気通信回線による登記情報の提供に関する法律（平成十一年法律第二百二十六号。以下「法」という。）第二条第一項ただし書の法務省令で定めるものは、次の各号に掲げるものとする。</p> <p>「一・二 同上」</p> <p>「号を加える。」</p> <p>三 商業登記規則（昭和三十九年法務省令第二十三号）第四十四条第一項（他の省令において準用する場合を含む。）の規定により閉鎖された登記事項についての登記情報。ただし、同規則第十一条第四項、第五十四条第二項、第五十五条第二項、第五十七条第二項、第八十条第二項、第八十一条第一項若しくは第五項、第九十六条第二項又は第九十七条第三項（これらの規定を同規則又は他の省令において準用する場合を含む。）の規定により閉鎖された登記記録に係るものを除く。</p>

<p>2 「略」</p> <p>「四〇六 略」</p>	<p>2 「同上」</p> <p>「四〇六 同上」</p>
<p>備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。</p>	